

(産婦健康診査県外受診費用の助成を受けられる方へ)



県外で産婦健康診査を受診した場合の助成申請の流れ

1 県外の医療機関で受診します

【持ち物】

- ① 津市産婦健康診査結果票
- ② 母子健康手帳
- ③ 医療機関への説明文書
- ④ 健診費用(医療機関、健診内容によって異なります)
- ⑤ 委任書を使って受診できる場合は、委任書を記入し持参

以下、委任書による受診ができず、健診費用の全額を自己負担された場合の手続きです

2 助成申請の書類をチェックします

【津市産婦健康診査結果票のうち「A、B」と記入してあるもの】

- ① 受診した健診内容の結果はすべて記入済みですか？
- ② 健診の受診日は記入済みですか？
- ③ 医療機関の名称は記入済みですか？

*産婦健診に係る費用は、全額医療機関にお支払いください。その際、発行される領収書は、必ず申請に必要です。

【医療機関が発行した領収書及び明細書】

- ① 健診の受診日と、領収書の日付は一致しますか？
- ② 医療機関の名称が記載済みですか？

*受診後、母子健康手帳に受診日の記入がされていない場合は、ご自身で記入しておきましょう。

【産婦健康診査県外受診費助成申請書(県外受診申請の際に市が交付した書類)】

- ① 申請書の申請者氏名や振込先預金口座名義人の氏名、結果票の産婦氏名、領収書の氏名は、それぞれ産婦さんご本人の氏名と同じですか？

※ 受診時と申請時で氏名変更がある場合は、氏名変更が分かる書類の提出をお願いします。
(例:口座名義人や結果票、領収書の氏名が旧姓など)

氏名変更が分かる書類:下記①~②のいずれか一つ

- ① 運転免許証の写し(表面と裏面の両面)
- ② 戸籍謄本の写し

※ 振込先預金口座名義人が、産婦さんご本人ではない場合は、委任状が必要です。
(委任状には押印が必要です。スタンプタイプの印鑑はご使用できません)

3 最寄りの保健センターに申請書類を提出します。(郵送でも可能です。)

- ① 受診後、速やかに申請書類を最寄りの保健センターに提出、または郵送してください。
- ② 複数回分をまとめて申請する場合は、月ごとにまとめて、その翌月の早い時期に申請してください。

受診後は、速やかに申請書類を提出してください。
助成申請が遅れると助成を受けられない場合があります。

